

国地契第43号
国官技第185号
国営管第281号
国営計第69号
国港総第281号
国港技第68号
国空予管第296号
国空安保第364号
国空交企第367号
国北予第36号
平成24年10月26日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
 企画部長
 営繕部長
 港湾空港部長
北海道開発局 事業振興部長
 営繕部長
各地方航空局 総務部長
 空港部長
 保安部長

あて

大臣官房
 地方課長
 技術調査課長
 官庁営繕部管理課長
 官庁営繕部計画課長
港湾局
 総務課長
 技術企画課長
航空局
 予算・管財室長
 安全部空港安全・保安対策課長
 交通管制部交通管制企画課長
北海道局
 予算課長

「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価す

る総合評価落札方式の試行の実施について」の一部改正について

標記に関し、試行対象地域を拡大するため、「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する総合評価落札方式の試行の実施について」（平成24年6月29日付け国地契第26号、国官技第98号、国営管第148号、国営計第41号、国港総第153号、国港技第33号、国空予管第126号、国空安保第146号、国空交企第181号、国北予第19号。以下「標記通達」という。）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

標記通達別添2を次のように改める。

岩手県
埼玉県

附 則

この通知は、平成24年11月1日から施行する。